

城陽市防犯推進協議会

令和5年8月22日(火)

10時00分～

城陽市役所 本庁舎2階 第1会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 会長の選出
- 4 議事
 - (1) 令和4年度事業報告
 - (2) 令和5年度事業計画
- 5 「最近の犯罪発生状況について」
城陽警察署 生活安全課長 梅景 俊哉氏
- 6 「京都府の防犯活動について」
山城広域振興局 地域連携・振興部 総務防災課長 大辻 忍氏
- 7 閉会

令和5年度 城陽市防犯推進協議会 出席者名簿

令和5年(2023年)8月22日(火)10時00分から
城陽市役所 本庁舎2階 第1会議室

協議会委員

No	区分	委員氏名	選出団体名	選出団体役職
1	1号委員	田村 順代	城陽市民生児童委員協議会	会長
2	1号委員	鳥飼 和彦	城陽防犯推進委員協議会	会長
3	1号委員	山口 伊津男	城陽市青少年健全育成市民会議	会長
4	1号委員	森澤 博光	城陽防犯協会	会長
5	2号委員	大戸 光博	城陽市教育委員会	教育長職務代理者
6	3号委員	梅景 俊哉	城陽警察署	生活安全課長
7	4号委員	南郷 孝之	城陽市消防本部	消防長
8	5号委員	安田 行雄	城陽市高齢者クラブ連合会	会長
9	5号委員	北川 美子	城陽商工会議所	女性会会長

協議会委員以外

No		氏名	所属団体	役職
10	京都府	大辻 忍	京都府山城広域振興局	総務防災課長
11	事務局	下岡 大輔	城陽市	危機管理監
12	事務局	末松 裕章	城陽市	危機管理監付次長
13	事務局	北村 研爾	城陽市	危機・防災対策課長
14	事務局	三瀬 忍	城陽市	危機・防災対策課 課長補佐兼係長
15	事務局	小林 良乃	城陽市	危機・防災対策課 主事
16	事務局	徳永 博昭	城陽市	学校教育課主幹

城陽市防犯推進協議会委員名簿

任期：R4.7.8～R6.7.7

(R5.8.22現在)

区分	氏名	選出団体	(区分別)
1号委員	たむら のぶよ 田村 順代	城陽市民生児童委員協議会（会長）	新任
	とりかい かずひこ 鳥飼 和彦	城陽防犯推進委員協議会（会長）	
	やまぐち いつお 山口 伊津男	城陽市青少年健全育成市民会議（会長）	
	もりさわ ひろみつ 森澤 博光	城陽防犯協会（会長）	
2号委員	おおと みつひろ 大戸 光博	城陽市教育委員会（教育長職務代理者）	
3号委員	うめかけ としや 梅景 俊哉	京都府城陽警察署（生活安全課長）	新任
4号委員	なんごう たかゆき 南郷 孝之	城陽市消防長	
5号委員	やすだ ゆきお 安田 行雄	城陽市高齢者クラブ連合会（会長）	新任
	きたがわ よしこ 北川 美子	城陽商工会議所（女性会会長）	
	まつの なおき 松野 直記	城陽市校長会（今池小学校校長）	

- 1号委員：公共的団体の代表者 2号委員：学識経験を有する者
 3号委員：関係行政機関の職員 4号委員：城陽市職員
 5号委員：その他市長が認める者

○城陽市防犯推進条例

平成8年4月1日
条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪の防止に関し、市長、市民及び事業者の責務等を定めることにより、市民意識の高揚と自主的な活動の推進を図り、もって安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び滞在する者並びに市内に所在する土地又は建物の所有者及び管理者をいう。
- (2) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を講じるよう努めなければならない。

- (1) 犯罪の防止に関する啓発活動
- (2) 市民の自主的な犯罪防止活動に対する援助
- (3) 犯罪の防止を目的とする環境の整備
- (4) その他市長が必要と認める事項

(市民の責務)

第4条 市民は、地域の犯罪防止活動の推進に努めるとともに、市長が実施する犯罪の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業に関し、犯罪の防止に必要な措置を講じるとともに、市長が実施する犯罪の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(防犯推進協議会)

第6条 市に城陽市防犯推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の求めに応じ犯罪の防止に関する事項について審議し、市長に意見を述べるものとする。

第7条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共的団体の代表者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市職員
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 協議会の庶務は、防犯主管課において処理する。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年（2014年）12月26日条例第22号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

令和4年度 事業報告

城陽市で実施した防犯に関する業務は以下のとおりです。

1 広報活動

「広報じょうよう」に啓発記事の掲載 資料1

「城陽市ホームページ」の防犯ホームページ等に啓発記事の掲載 資料2

防犯メール（安心・安全メール）による防犯情報の配信 資料3

2 街頭啓発

(1) 府民防犯の日（7月10日）、府民防犯旬間（7月10日～19日）に合わせた
啓発活動

啓発物品を市役所総合窓口で配布

(2) 防犯啓発旗の掲出（7月10日～19日）

場所：市役所、JR城陽駅

(3) 青色回転灯防犯パトロール

学校・警察連絡協議会が偶数月に実施

教育委員会が夏休み期間を重点的に実施

3 城陽防犯推進委員協議会への助成

金額：600,000円

内容：10支部で街頭啓発、防犯教室、青色回転灯防犯パトロール等に活用

4 その他

(1) 防犯メール（安心・安全メール）登録の啓発

資料4

(2) 児童（小学校1年）への防犯ブザー配布

(3) 小中学生への小学校区別通学路あんぜんマップ配布

資料5

(4) 防犯カメラの保守管理

(5) 犯罪被害者支援「ホンデリングプロジェクト」の実施

資料6

令和5年度 事業計画（案）

1 広報活動

「広報じょうよう」に啓発記事の掲載
「城陽市ホームページ」の防犯ホームページ等に啓発記事の掲載
防犯メール（安心・安全メール）による防犯情報の配信

2 啓発活動

(1) 府民防犯の日（7月10日）、府民防犯旬間（7月10日～19日）にあわせた啓発活動

場所：アル・プラザ城陽 7月11日

内容：啓発物品配布

参加：山城広域振興局、城陽市、城陽警察署、城陽防犯推進委員他

(2) 防犯啓発旗の掲出（7月10日～19日）

場所：市役所、JR城陽駅

(3) 青色回転灯防犯パトロール

学校・警察連絡協議会が偶数月に実施

教育委員会が夏休み期間を重点的に実施

3 城陽防犯推進委員協議会への助成

4 その他

防犯メール（安心・安全メール）登録の啓発

児童（小学校1年生）への防犯ブザー配布

小中学生への小学校区別通学路あんぜんマップ配布

「こども110番のいえ」への顔つなぎ活動

防犯カメラの保守管理

防犯カメラ設置補助金制度の運用 資料7

幹線道路防犯カメラ設置

犯罪被害者支援「ホンデリングプロジェクト」の実施

○ 広報じょうよう

No	題 名	掲 載 号
1	4月は若年層の性暴力被害予防月間です	4月15日号
2	あんぜんNEWS「ちかん・盗撮ZERO」	5月15日号
3	あんぜんNEWS「新たな手口の特殊詐欺に注意！」	6月15日号
4	あんぜんNEWS「全国地域安全運動実施中」	10月15日号
5	あんぜんNEWS「11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です」	11月15日号
6	あんぜんNEWS「特殊詐欺に遭わないために！」	2月15日号
7	市の公式SNSで城陽の情報をリアルタイムに！	3月1日号
8	暗号資産の「必ずもうかる」に注意！マッチングアプリやSNSをきっかけとしたトラブルが増加中	11月15日号
9	不安をあおる点検商法にご注意を！	1月15日号
10	懸賞当選メールに注意！	2月15日号
11	よく利用する事業者からのメッセージ、危険な「フィッシング」かも…	3月15日号
12	7月10日は「府民防犯の日」	7月1日号

○ 広報じょうよう特集号

No	題 名	掲 載 号
13	【国保だより】還付金詐欺にご注意ください！	6月15日号
14	【国保だより】還付金詐欺にご注意ください！	9月15日号
15	【国保だより】還付金詐欺にご注意ください！	3月15日号

●令和4年度 防犯ホームページ等「城陽市ホームページ」掲載記事

1	城陽市の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> 1 城陽市防犯推進協議会 2 防犯カメラ設置補助金
2	城陽市の取り組み(防犯ホームページ以外のページ掲載分)
	<ul style="list-style-type: none"> 3 新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法に注意！！ 4 上下水道に関する悪質な訪問営業にご注意ください 5 下水道の排水管の洗浄等、点検商法にご注意ください。
3	警察署の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> 6 【随時更新】城陽警察署 ミニ広報紙(交番だより) 7 【随時更新】城陽安全ニュース 8 あなたのパソコン・スマホは大丈夫？ 9 LINEアカウントの乗っ取りについて 10 城陽防犯推進委員協議会 11 こども110番のいえ 12 防犯機能付き電話機の購入補助を行っています！ 13 街頭犯罪、侵入犯罪及び特殊詐欺被害について 14 城陽警察からのお知らせ【意識があれば、テロは防げる。】 15 電話がかかってきたときの特殊詐欺被害防止チェックシート 16 FX自動売買システム勧誘行為に注意 17 城陽市の犯罪情勢
4	暴力団排除
	<ul style="list-style-type: none"> 18 建設業者のみなさんへ「暴力団排除条例の概要」 19 城陽市暴力追放推進協議会
5	犯罪被害者等支援
	<ul style="list-style-type: none"> 20 犯罪被害者等支援制度について 21 ホンデリングプロジェクトにご協力ありがとうございました。 22 犯罪被害者等支援制度についての方々のためのノート「つむぎ」

●令和4年度 防犯メール(安心・安全メール)送信内容

【防犯分】

No.	題 名	発信月日
1	還付金詐欺の電話に注意	4月12日
2	子供安全情報	4月13日
3	詐欺の電話に注意	4月15日
4	詐欺の電話に注意	4月15日
5	詐欺の電話に注意	4月18日
6	インターネット利用中の詐欺に注意	4月20日
7	詐欺の電話に注意	4月27日
8	三重県伊賀市内における銃器使用傷害事案の発生	5月10日
9	詐欺の電話に注意	5月10日
10	インターネット利用中の詐欺に注意	5月20日
11	子供安全情報	5月23日
12	インターネット利用中の詐欺に注意	5月26日
13	不審者情報	5月27日
14	詐欺の電話に注意	6月15日
15	子供安全情報	6月16日
16	防犯情報	7月4日
17	詐欺の電話に注意	7月12日
18	「誘拐予告メール」に関する情報	7月14日
19	インターネット利用中の詐欺に注意	8月8日
20	詐欺の電話に注意	8月9日
21	詐欺の電話に注意	8月17日
22	還付金詐欺の電話に注意	9月6日
23	詐欺の電話に注意	9月6日
24	詐欺の電話に注意	9月28日
25	詐欺の電話に注意	9月29日
26	子供安全情報	10月6日
27	検挙・解決情報	11月25日
28	不審者情報	12月7日
29	検挙・解決情報	12月9日
30	詐欺の電話に注意	12月12日
31	特殊詐欺被害発生	12月12日
32	還付金詐欺の電話に注意	12月15日
33	詐欺の電話に注意	1月6日
34	詐欺の電話に注意	1月13日
35	詐欺の電話に注意	1月26日
36	オレオレ詐欺の電話に注意	2月27日
37	還付金詐欺の電話に注意	2月28日
38	還付金詐欺の電話に注意	3月10日
39	子供安全情報	3月16日
40	還付金詐欺の電話に注意	3月17日
41	詐欺の電話に注意	3月22日
42	詐欺の電話に注意	3月23日
43	詐欺の電話に注意	3月27日

【動物出没情報分】

No.	題 名	発信月日
1	シカの目撃情報	4月1日
2	鹿の目撃情報について	6月9日
3	猿情報	9月27日
4	猿情報	9月27日
5	イノシシ情報	10月31日
6	野犬情報	12月15日
7	野犬が捕獲されました	12月20日
8	猿の目撃情報	3月1日

携帯電話に届く

城陽市からの
おしらせ

「安心・安全メール」

の登録について

城陽市では、地域の安心・安全対策を推進するため、気象情報・防災情報・防犯情報など緊急にお知らせする必要のある内容を事前に登録いただいた携帯電話やパソコンに電子メールで配信しています。災害に対する備えとして多くの皆様のアドレス登録をお願いします。

●配信する情報

- 防災無線の放送内容(必須)
 - 気象情報 気象警報・特別警報の発令など
 - 防災情報 地震、避難に関する情報など
 - 防犯情報 不審者情報、詐欺等の注意喚起など
 - 動物出没情報 野生の猿や鹿等の出没情報など
 - 交通安全情報 交通安全に関する情報など

会員登録はこちら!

1

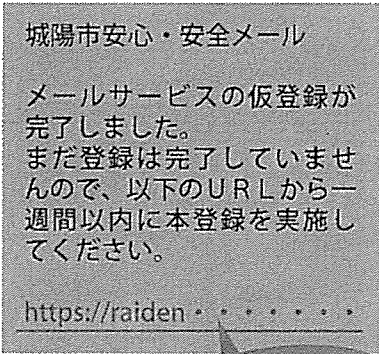
QRコードを読み取り、空メール(件名・本文不要)を送信してください



※QRコードが読み取りできない方は
anshin.joyo-city@raidencity.jp
ktaiwork.jp に空メールを送信してください。

2

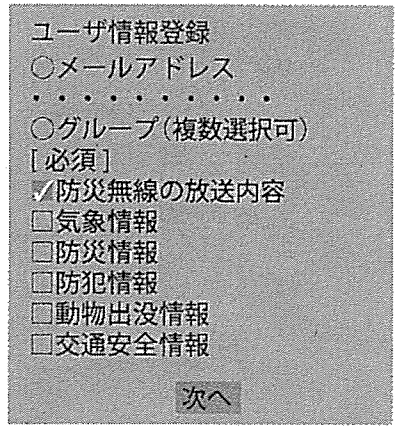
数分以内に、登録用URLが記載されたメールが届きます



ここを選択

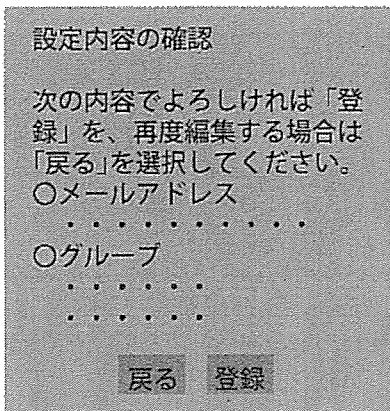
3

配信情報を選択して「次へ」を押します(複数選択可)



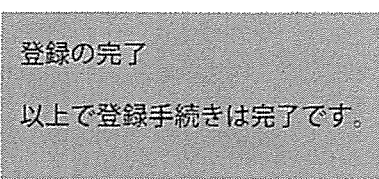
4

入力内容を確認し、「登録」を押します

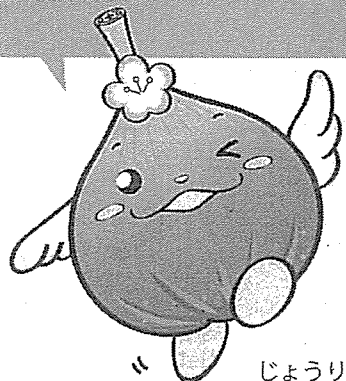


5

登録完了です!



※数分以内に、登録完了のお知らせメールが届きます。このメールには、登録内容変更・配信解除用のURLが記載されています。



じょうりんちゃん

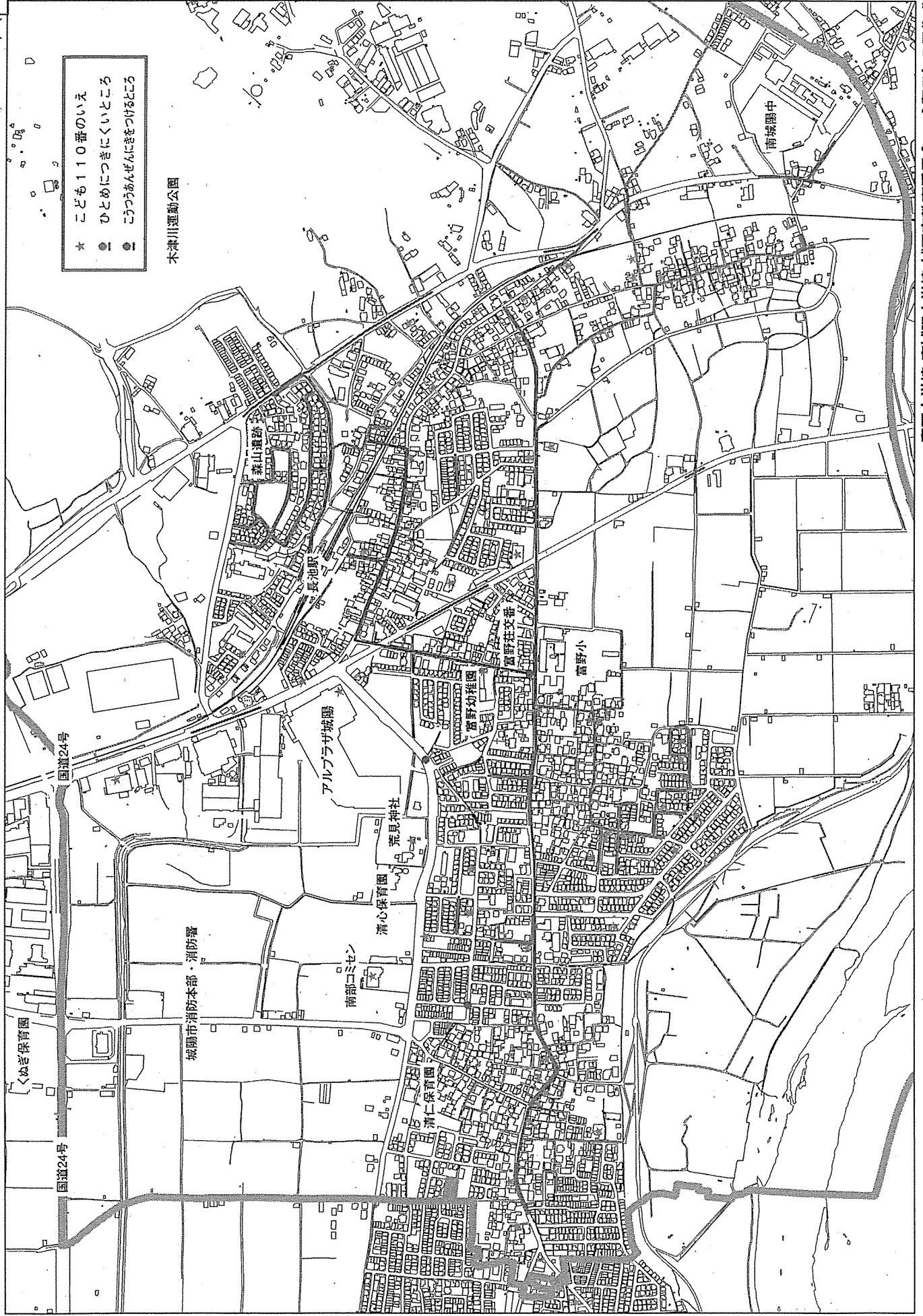
●お問い合わせ

登録については
メールの内容については

危機・防災対策課
メール本文に記載の機関、担当課

TEL 0774-56-4045

通学路 めんぜんマップ (富野小学校区)



ホンデリングプロジェクトについて

1 事業の目的

城陽市犯罪被害者等支援条例第8条第1項にある「犯罪被害者等への支援について、市民等の理解を深めるために必要な広報及び啓発に努める」の一環として、ホンデリングプロジェクトを実施しました。

2 事業の内容

ホンデリングプロジェクトとは、不要になった本を寄贈していただき、その売却代金をご寄付として、犯罪被害に遭われた方々への支援活動に役立てるプロジェクトです。「本（ホン）で支援の輪（リング）が広がってほしい」という願いを込めて名づけられました。

3 実施方法

- (1) 当プロジェクトについて、広報じょうよう・市ホームページ等で広く市民等に広報・啓発を行う。
- (2) 市役所やコミセン等に回収ボックスを設置し不要になった本等を回収する。
- (3) 回収した本は、株式会社バリューブックスにて買取査定が行われ、買取相当額が公益社団法人京都犯罪被害者支援センターに寄付される。

4 実施期間

令和4年11月16日（水）～12月15日（木）

※犯罪被害者週間11月25日（金）～12月1日（木）を含めた1ヶ月で実施。

5 回収場所

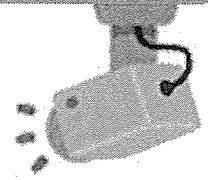
市役所、ぱれっとJOYO、各コミセン図書室等

6 実施結果

- ・回収点数 859点
- ・寄付金額 33,818円

防犯カメラ設置補助金

城陽市では、犯罪の抑制など、安全で住みよい地域社会の実現に向けた、地域の防犯活動の取り組みを支援するため、自治会等が地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。



対象 団体

自治会、子ども会、商店街などの地域団体

- ・規約・代表者を定めていることが必須条件です。

対象 経費

防犯カメラの購入・設置に係る経費

- 1) 防犯カメラ、録画装置などの機器の購入費用
- 2) 専用ポールを設置工事費用
- 3) ケーブルの設置工事費用
- 4) 防犯カメラで撮影していることを示すステッカー等の設置費用
- 5) その他、防犯カメラの設置に必要な経費

※電気代や修繕代などの維持管理費用、地代や占用料などは対象外。

補助 内容

事業費の2分の1以内（1台につき上限は10万円）

- ・1,000円未満の端数は切り捨て。
- ・申請可能台数は、1団体あたり2台/年まで。
- ・当該年度の予算の範囲内で補助します。
- ・市の他の補助金等との併用はできません。

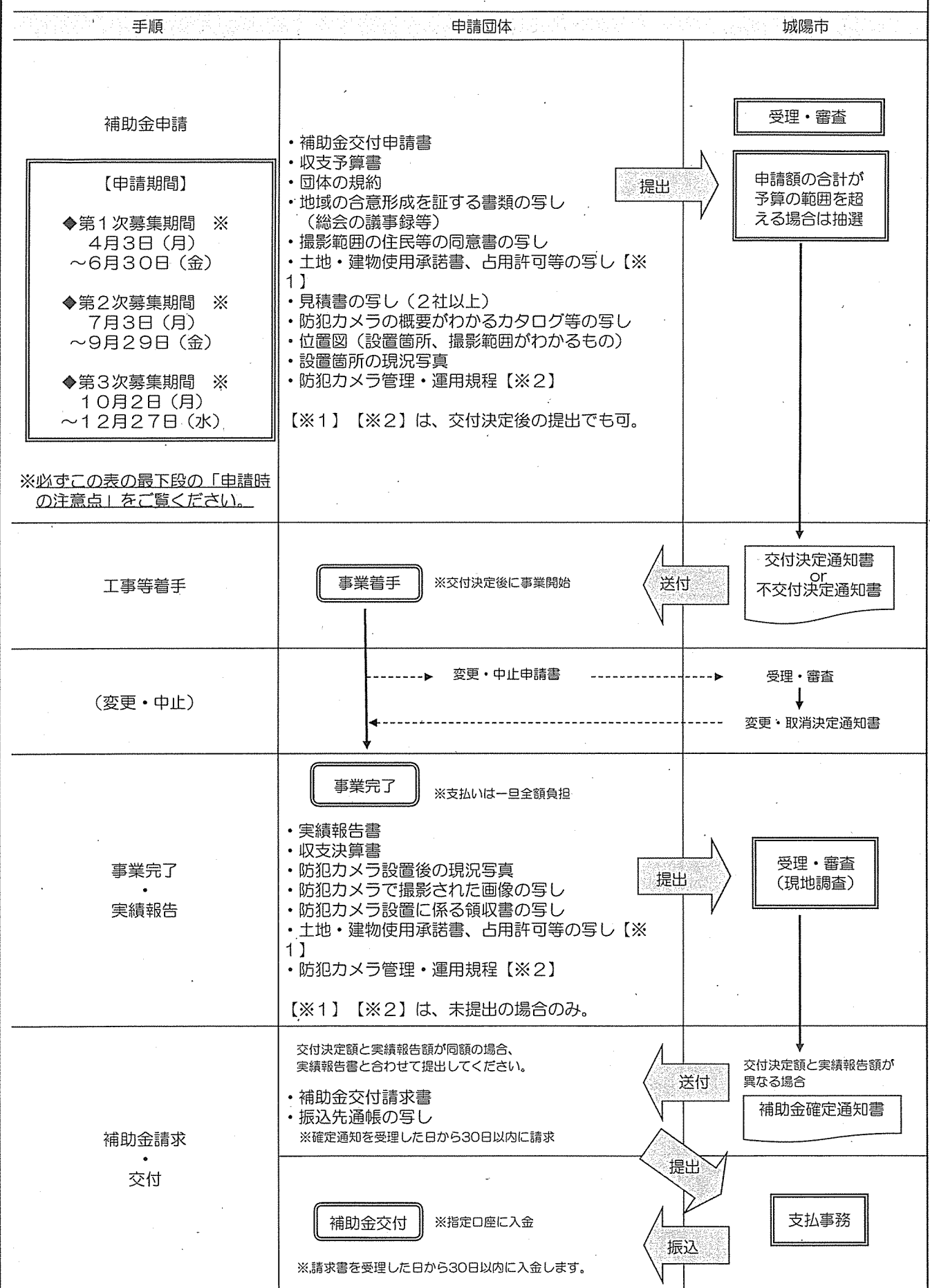
申請 期限

次ページの「申請から交付までの流れ」をご覧ください。

👉 各種要件がありますので、申請をご検討の際は、まずこちらまでご相談ください 👈

申請・お問い合わせ：城陽市 危機・防災対策課 ☎0774-56-4045

【申請から交付までの流れ】



※申請時の注意点 (必ずお読みください)

- 各募集期間において、補助金決定額が当年度の予算額に達した期間で募集を終了します。以降、当年度は募集を行いませんので、ご注意ください。
- 各募集期間において、申請多数の場合、抽選を行います。